

2013 年 8 月 6 日

社会の皆様をはじめ、学生、ご父母、卒業生の皆様へ

中央大学学長

福原 紀彦

研究費等の不正使用に関するご報告

本学は、研究費等に関する不正使用を平成 23（2011）年に認知し、その後徹底した調査を行ってまいりましたが、今般、関係所管省庁への最終報告を完了いたしました。社会の皆様をはじめ、学生、ご父母、卒業生の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

ここに本事案の概要と今後の対応についてご報告申し上げるとともに、本学をあげて今後の再発防止に万全を期すことを表明いたします。

1. 本事案の概要について

本学では、平成 23 年に不適切使用の疑義が生じました。そこで、平成 23（2011）年 8 月 19 日付の文部科学省の通知に基づく調査を行うと共に、それに先立つ同年 7 月 29 日の新聞報道を契機とする本学独自の調査を進めてきたところです。平成 24（2012）年 3 月には学外有識者を含む委員会等による内部調査結果をまとめ、文部科学省はじめ関係所管省庁に報告を行うとともに、ご指導を仰ぎながら徹底した調査を継続してまいりました。その結果、誠に遺憾ながら本学専任教員 4 名に係る不正使用事案が判明いたしました。

事案の内容は、いずれも、納品実態のない消耗品の架空請求や金額操作請求による、他の研究用備品への費用充当等であり、不正使用の額は、大学経費 1,442,077 円、科学研究費補助金 1,038,495 円です。当該教員は、事実を認め全額を中央大学に返還することを約束しており、科学研究費補助金については本学から国庫へ返還いたします。既に当該教員に対しては、所属する理工学部教授会の決定に基づき、3 名に厳重注意、1 名に譴責の処分を行いました。

なお、本事案について私的な使用は認められませんでした。

2. 再発防止策と今後の対応策について

この度の科学研究費補助金に関する不正使用事案は、すべて平成 19（2007）年の文部科学省「公的研究費に関するガイドライン」施行以前のものでしたが、本学は、その後整備した現在の体制を維持するに留まらず、さらに高度な体制を再構築いたします。本事案認知直前の平成 23（2011）年 6 月には、不適切使用防止体制の高度化を検討する「公的研究費の不正使用防止体制高度化検討ワーキンググループ」を設置し、喫緊の課題について検討を行ったところでしたが、さらに本事案を踏まえ、現在、全学的な制度整備に取り組ん

であります。

第一に、教職員の研究費適正使用意識のなお一層の高揚を目指し、研究費適正使用を啓発するための委員会を設置します。第二に、研究用消耗品等の購入が多い理工学部において、学外・学内研究費を一元的に管理する納品検収体制の強化を行います。第三に、取引業者の皆様にも職業倫理の高揚を求め、確認書の提出、取引停止を含む取扱基準を定めます。第四に、研究者への事務支援体制を整備し、新たな研究費管理システムの開発を行います。

中央大学は、学問と研究の自由の下で高い水準の研究と教育を展開し、もって社会に貢献することをその目的・役割としております。本学は、公的研究費の適正管理執行はその基礎であり、これをなくして社会の付託に応えることはできないこと、また、本学の全研究者が研究費を適切に執行する社会的責任を負っていることを改めて自戒し、その研究・教育の基盤整備を健全なものにするために、研究費の適正な執行体制を継続して再構築してまいります。

以上